

ご使用水量・料金のお知らせ(検針票)が変わります!!

平成24年 4月検針分から、ご使用水量・料金のお知らせ(検針票)が変わります。これまでの検針票に比べ大きくなり、見やすくなります。

水道課管理係 ☎②641

〈表面〉

※実際の大きさです。

ご使用水量・料金のお知らせ				⑧ 口座振替済領収通知書	
①	お客さま番号	01-0001-1-000		平成24年 3月 (2月ご使用) 分	
	検針番号	G 0001-000010-000		振替金融機関	〇〇〇〇銀行
	今回検針日	4月 5日	(前回検針日 3月 4日)	上水道料金分	振替日 平成24年 3月12日
	② 口径	13	②メータ番号	領収額	4,242円
	給水場所	鳥羽市〇〇町△△1-11			
	ご使用者	水道 太郎 様			
	今回上水指針	826 m ³		上記金額を指定口座から振替させていただきました。 鳥羽市水道課 〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番6号(市民の森管理棟内) 電話 0599-26-2641	
	前回上水指針(-)	801 m ³			
	③上水メーター取替水量(+)	0 m ³			
	④ご使用水量	⑤ 25 m ³		<検針受託者>第一環境株式会社鳥羽事業所 電話 0599-21-2130 ⑨ 検針員 検針 花子 通信欄 (このお知らせカードでは、料金のお支払は出来ません。裏面もご覧ください。) ※口座振替済領収通知書欄について、再振替の方は*で印字される場合がありますのでご了承ください。	
	上水道料金	4,478円 (消費税を含む)			
	⑥ 前年同月ご使用水量	26 m ³			
	⑦ 振替予定日は、	平成24年 5月10日 です。		⑥ 前回ご使用水量 24 m ³	

〈裏面〉

検針にご協力ください!

- 量水器付近に物を置かないでください。
- 犬は出入口や量水器ボックスから離れた場所につないでください。

常に漏水のチェックをしてください!

- 漏水した水の料金はお客様(所有者)の負担となりますので、1ヶ月に2~3回は調べてください。じゃ口を全部しめて、量水器文字盤についているパイロット(★又は◎)が少しでも回ってれば漏水しています。鳥羽市水道事業指定給水装置工事業者に連絡し、すぐ修理してください。

◆料金表については、総額表示(消費税相当額を含む金額)になっております。

◎水道料金表(1ヶ月につき) (平成17年8月分から)

メーター口径	基本水量と料金		従量水量の区分	従量料金(1m ³ 当り)
	基本水量	基本料金		
13mm	10m ³ まで	1,512円	① 11m ³ ~ 20m ³ ② 21m ³ ~ 60m ³ ③ 61m ³ ~ 110m ³ ④ 111m ³ ~ 310m ³ ⑤ 311m ³ 以上	178.50円 236.25円 304.50円 383.25円 435.75円
20mm	10m ³ まで	2,142円		
25mm	—	3,507円		
40mm	—	16,737円	① 1m ³ ~ 10m ³ ② 11m ³ ~ 50m ³ ③ 51m ³ ~ 100m ³ ④ 101m ³ ~ 300m ³ ⑤ 301m ³ 以上	178.50円 236.25円 304.50円 383.25円 435.75円
50mm	—	27,657円		
75mm	—	55,020円		
100mm	—	82,635円		
150mm	—	138,600円		

◎水道料金の計算の仕方

基本料金+従量料金=水道料金
 ※水道料金は上記の料金表によって計算した基本料金と従量料金の合計額となります(1円未満の端数は切り捨てとなります)

◆料金計算例

口径13mmで1ヶ月25m ³ 使用した場合			
基本料金	0~10m ³ まで	10m ³	1,512.00円
従量料金	11~20m ³ まで	10m ³	×178.50円= 1,785.00円
	21~60m ³ まで	5m ³	×236.25円= 1,181.25円
			25m ³ 4,478円 (円未満切り捨て)
口径25mmで1ヶ月80m ³ 使用した場合			
基本料金	1~10m ³ まで	10m ³	×178.50円= 1,785.00円
従量料金	11~50m ³ まで	40m ³	×236.25円= 9,450.00円
	51~100m ³ まで	30m ³	×304.50円= 9,135.00円
			80m ³ 23,877円 (円未満切り捨て)

◎次のような時はお早めに第一環境(株)鳥羽事業所または

- 水道課までご連絡ください。
- 水道を新しくお使いになるとき
 - 転居等で水道を使わなくなるとき
 - 水道の使用者が変わるとき
 - メーター検針について

ご使用水量・料金のお知らせ(検針票)の見方

①お客さま番号

お客さまを特定する番号です。お問い合わせの際にお知らせいただくと、手続きがスムーズにできます。

②口径・メータ番号

お客さまがご使用されている水道メータの口径と水道メータに打ち込まれている固有の番号です。

③上水メータ取替水量

メータ有効期限などの理由により、前回の検針後にメータを取り替えた場合の旧メータの使用水量をお知らせします。

④ご使用水量

前回の検針から今回の検針までの間にご使用いただいた水量です。

⑤上水道料金

今回ご使用量による料金をお知らせします。

⑥前年同月ご使用水量、前回ご使用水量

前年同月および前月ご使用いただいた水量です。使用水量の状況を確認できますので、漏水の確認などの参考にしてください。

⑦振替予定日

今回のご使用量による料金の振替予定日をお知らせします。

⑧口座振替済領収通知書

前回口座振替させていただいた振替日、領収額などをお知らせします。振替金融機関、振替日、領収額につきましては、個人情報保護の為、平成24年4月発行分からは非表示とさせていただきますので、表示を希望されるかたはお手数ですが、その旨、水道課までご連絡ください。

⑨通信欄

漏水があった場合などにお知らせさせていただく際に印字します。

◆◆◆ こんなときは、手続きが必要となります ◆◆◆

●水道の契約者（使用者・所有者）に変更があった場合には、手続きが必要となります。

水道の使用者・所有者の変更について

身内での使用者の変更や、社名を変更したときは、給水装置の使用者の変更届が必要です。

また、売買、相続、譲渡などによって所有者が変わるときにも所有者の変更届が必要になります。その際は、「水道使用者等変更届」を水道課へ提出してください。

なお、旧所有者の印鑑がもらえない場合は、売買契約書の写しや登記簿の写しなど、所有権の移転が確認できるものを添付してください。

※使用者とは、実際に水道を使用して料金の支払いをしているかたのことで、所有者とは、給水装置（メータ、給水管など）の所有権を有するかたのことで、

●引越しや長期不在の際にも手続きが必要となります。

水道の使用を開始するときも、中止するときも、引越しの3～5日前までに水道課までお電話ください。

☆使用を開始するとき

- 蛇口を回して水が出ても、使用を開始する手続きが必要です。
- 開栓作業が必要な場合がありますので、前もってご連絡ください。
- 料金の支払いは、便利な口座振替をお勧めします。使用開始申込時にお尋ねください。

☆使用を中止するとき

- 引越しの日までに使用された水道料金などを精算金として請求させていただきます。
- ※使用中止の届けがないと、使用されていなくても基本料金が発生することになりますので、ご注意ください。